週休２日推進工事（土木工事等）実施要領等の改正について

契約検査課

１　概要

島田市が発注する土木工事等は、「月単位の週休２日」が確保されるよう週休２日工事を推進しているが、建設現場において週休２日の取得が可能な環境づくりをさらに推進し、労働環境を改善することを目的として、「完全週休２日（土日）」（治山林道必携 により積算する工事の場合は月単位の週休２日以上）の達成を前提とした補正係数により費用を計上し、発注するよう要領を改める。

２　改正内容

（１）土木工事、機械工事、水道施設工事、下水道工事の補正係数

完全週休２日の新設、月単位の週休２日の見直し、通期の週休２日の削除

補正係数	新		旧	
	完全週休２日	月単位の週休２日	通期の週休２日	月単位の週休２日
労務費	1.02	1.02	1.02	1.04
機械経費（賃料）	－	－	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.02	1.03	1.05

（２）農地工事

完全週休２日及び月単位の週休２日の新設

補正係数	新		旧
	完全週休２日	月単位の週休２日	４週８休以上
労務費	1.02	1.02	1.02
機械経費（賃料）	－	－	1.02
共通仮設費率	1.05	1.04	1.02
現場管理費率	1.06	1.05	1.05

（３）治山林道工事

月単位の週休２日及び月通期の週休２日の新設

補正係数	新		旧		
	月単位の週休２日	通期の週休２日	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
労務費	1.04	1.02	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.03	1.02	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.05	1.03	1.03	1.04	1.06

適用時期

令和７年 10 月６日以降に設計積算するものに適用する。